

平成30年度 第3回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会
議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
平成30年度第3回評議員会議事録

1. 日 時 平成31年3月27日(水) 午後1時50分～午後3時15分
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 会議室1・2

3. 出席者

評議員総数 7名

評議員出席者 5名

評 議 員 樋 口 麻 人 評 議 員 阪 上 繁 昭
評 議 員 迫 田 博 幸 評 議 員 原 田 賀 代 子
評 議 員 小 山 達 也

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 細 川 健 二 監 事 西 尾 幸 道

開会にあたり、評議員会運営規則第13条第2項の規定により、評議員の互選により議長の選出となるが、評議員会の申し合わせにより小山評議員が議長となり、評議員会運営規則第16条第1項に定める定足数を満たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の評議員2名を定款第14条第2項の規定により選任して議事に入った。

議事録署名人 原 田 賀 代 子

議事録署名人 迫 田 博 幸

4. 議 案 報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂について」
議案第4号「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」

5. 議 長 小 山 達 也

6. 議事録作成者 賤 間 法 生

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして有難うございます。定刻前ではございますが、皆様お揃いですのでただいまより平成30年度第3回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員会を開催いたします。

開会にあたりまして、当法人、奥田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 本日は年度末で何かとお忙しい中、平成30年度第3回の伊丹市社会福祉事業団評議員会にご出席いただきありがとうございます。あわせて両監事の方にもご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の議題につきましては、お手元の資料にありますように、平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算案、いわゆる当初予算とあわせまして、本日報告事項といたしまして中長期経営計画の改訂に関する報告を予定しております。中長期経営計画につきましては、平成28年度から10箇年を計画期間として現在実行しておりますが、75歳以上の高齢者がピークを迎える2025年を見据えまして、当法人の経営理念を実現するための基本構想を今回新たに制定をいたしたいと考えております。これまでの中長期経営経過の改訂をいたしまして、それらに基づく新たな事業に挑戦していきたいと思っております。詳細については担当の方から改めてご説明させていただきますが、本日は新たな基本構想の説明をさせていただき、6月の理事会でこの件につきましては基本構想、基本計画、実施計画で構成いたします中長期経営計画改訂版として、ご議決をいただきたいと考えております。こののち詳細につきましては法人事務局長をはじめ事務局の職員よりご説明させていただきますので、ご審議いただきますようお願いをさせていただきます。簡単でございますが開会のご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○事務局 開催させていただく前に事前にお送りさせていただいております資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

(3) 議長選出

○事務局 それでは、評議員会を開催させていただくにあたりまして、議長の選出を行いたいと思います。

評議員会運営規則第13条第2項の規定により「議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきます

ましようか。

[事務局一任]

それでは、小山評議員を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、小山評議員に議長をお願いしたいと思いません。

(4) 出席状況

- 議長 議長をさせていただきます小山でございます。よろしくお願いたします。
- 本日の第3回評議員会ですが、報告案件が1件、議案が1件ということでご審議を賜りたいと思います。まず、議事に入らせていただきます前に評議員の出席状況について報告いたします。本日の出席評議員は、5名でございますので、評議員会運営規則第16条第1項に定める過半数を充たしておりますので本評議員会は成立いたします。

(5) 議事録署名人の選任

- 議長 次に、定款第14条第2項の規定により議長の他に議事録の署名人2名を選任する必要がありますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[議長一任]

- 議長 議長一任のお声がありましたので、私から指名させていただきます。
- 原田評議員さん・迫田評議員さんをお願いします。

(6) 議事

- 議長 それではこれより議事に入らせていただきます。
- それではまず、報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂について」のご報告をいただきたいと思います。
- それでは、事務局説明をお願いします。
- 事務局 それでは報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂

について」をご説明させていただきます。

本日ご説明させていただきます、中長期経営計画改訂版案の基本構想における事業の方向性をご説明させていただきます、これから実務を進めさせていただくために、本日ご報告という形で進めさせていただきます。また本日のご報告ですが、6月に予定しております理事会において、経営計画改訂版として正式に議案として提出させていただきます、そこで改めて議決をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。本日配布させていただきました別紙①-1と①-2でご説明させていただきますと思います。

まず別紙①-1をご覧ください。これまでの中長期経営計画は、冒頭の理事長のご挨拶にもありましたように平成28年度から10箇年を計画期間として、中長期経営計画の基本計画を策定してまいりました。それから3年が経過しておりますが、今回は基本計画を含め、中長期経営計画を改訂しようとするものです。資料の3ページの方をご覧ください。その背景に関しましては、急速に少子高齢化が進む中、我が国では平成37年にいわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる超高齢社会を迎えます。このような中でも、市民一人ひとりが、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続し、その地域で人生の最期を迎えることができる環境の整備が必要となってまいります。また我が国における医療及び介護の提供体制は、医療保険制度、創設から18年目を迎え社会に定着した介護保険制度、12年目を迎えた障害者総合支援法などが整備されてきましたが、これからの医療ニーズは、病気と共存しながら、生活の質の維持向上を図っていく必要性が高まってまいります。その一方で、介護ニーズにおきましても、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者や障がい者の方が増加していき、医療及び介護の連携の必要性はこれまで以上に高まっていくことが想像されております。そのような中、私たちはこれからの10年後の姿を明確に描きながら、社会環境の変化と普遍的な価値を踏まえて、経営理念「豊かな明日へあなたとともに歩みます」を目指すための、将来像としまして「地域社会にとって必要不可欠かつ抛りどころとなる法人となる」とし、そのための行動指針及び基本構想を新たに掲げ、これからの事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。資料の4ページの方をご覧ください。これまで事業団は平成28年度に策定いたしました中長期経営計画基本計画は、普遍的な価値である経営理念及び私たちのビジョンを基本構想に位置付けて策定しております。その基本構想を実現していくために、法人が具体的に何を目指しているのか、目標達成までの道筋や、自分たちは何をすればよいのか、職員に対してより明確な道筋を示す必要性が出てまいりました。資料の5ページの方をご覧ください。そもそも基本構想とは、法人の将来像を実現していくために行動指針を明らかにし、事業の方向性や基本的な考え方をまとめたものであり、事業をこれから進めていくための羅針盤として考えております。資料の6ページをご覧ください。この将来像と行動指針を明らかにし、事業の方向性や基本的な考え方をまとめた基本構想を新たに策定し、事業を進めてまいりたいと考えております。そのためこれまでの経営理念及び私たちのビジョンは普遍

的なものとして変更せずに、これまでの中長期経営計画の体系を見直し、基本構想を上位に位置付けた上で中長期経営計画として新たに改訂をさせていただきたいと考えております。下の7ページになります。将来像は、これからの10年いかなる社会環境の変化が起きようとも、地域の豊かな明日を目指し、地域のすべての住民が役割を持ち、支えあいながら自分らしく活躍できる地域社会の実現を目指してまいります。高齢者や障がいのある方だけでなく、子供や生活上の困難を抱える方々が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、包括的支援体制の構築や地域包括ケアの普遍化をサポートしてまいります。職員にも安定的な仕事と賃金、そして成長の機会を与え続けられる盤石な経営基盤を確立し、地域住民や医療・福祉事業者等地域社会にとって必要不可欠かつ拠りどころとなる法人になることを将来像に掲げまして、私たちはその実現に向けた取り組みを具体的に示し、自己変革を進めたいと考えております。8ページに関しましては将来像の実現に向けた基本構想、9ページには基本構想を実現するための4つの戦略をお示しております。それらを体系化したものが、本日ご用意させていただきました、別紙①-2に中長期経営計画改訂版の体系図として表しておりますので、そちらの方をご覧ください。先ほどもご説明させていただきましたが、これまでの経営理念及び私たちのビジョンは普遍的なものとして変更せずに、これまでの中長期経営計画の基本計画の上位に基本構想をこの図に位置づけております。その中に将来像と行動指針を明らかにして、事業の方向性や基本的な考え方を整理し、これから事業を進めていきたいと考えております。また実施計画につきましては、これまで制度化してきたものや、整備研究を進めているものを合わせまして15の事業がございます。この度新たな取り組みとして進めようとする19の事業を加えまして、計34事業を実施計画の中に掲げております。実施計画の内容に関しましてはこの図の下のところに項目として挙げさせていただいております。事業の詳細に関しましては本日は割愛させていただきますが、これらが中長期経営計画改訂版の全体の体系図となります。資料の方に戻っていただきまして、10ページ以降に関しましては新たに進めていこうとする、先ほどご説明しました19の事業を基本構想に紐づけた場合の例としてお示しさせていただいております。そのため先ほどご説明させていただきました、体系図の基本構想、基本計画、実施計画に直接結びついている状態にはなっていないため、わかりにくい図にはなっていると思いますがご了承ください。これらの事業につきましてはBSCの経営戦略として落とし込んでいきまして、それぞれの事業は基本計画の中でお互いにクロスし合っていくものですので、具体的な取り組みに関しましては、BSCの上で経営戦略として詳細に記載させていただきまして、事業の諸条件等を見定めながら検討を進めてまいりたいと考えております。資料10ページの中ほどにアンダーラインでお示しさせていただいておりますが、新たに取り組みを進める事業を展開していくには、中長期的な収支見通しを踏まえ、すべてにおいて財源の確保に最大限努めるとともに、基本事業の抜本的な見直しを進めていくということを前提にしております。この内容は基本構想における各事業におきまして共通のものとして記載させていただいております。また財源や伊丹市との調整

を含めながらこれから検討を進めていくものでありまして、今回は大きな方向性として本日お示しさせていただきました。以上をもちまして簡単ではございますが報告第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団中長期経営計画の改訂について」の説明を終わらせていただきます。

○議長 ただいま報告第4号について事務局の方からご説明がありました。中長期経営計画の経営理念と基本計画の間に基本構想という上位のものを位置づけ、それに基づいて基本計画並びに実施計画がついた修正をされたというご説明であったかと思えます。この件について、ご出席の評議員の皆様からご意見ご質問ございませんか。

○樋口評議員 この件についてご報告ということですので、どの程度お話ししたらいいかというのはあるのですが、わからないところをお尋ねさせていただきます。まず資料の3ページですが、現在中長期経営計画は28年度からスタートされていて、それを改訂するにあたってその背景としてこの点線の囲みの文章について、改訂する理由として述べられています。28年度に策定された中長期経営計画の時点でこの内容については認知されているというか、わかっていた話ではないかと私は思っているのですが、それをここに改訂する理由として挙げられているのは、理由としてはどうかと思うのですがいかがですか。

○事務局 理由としてはふさわしくないかもしれませんが、このような状況が起こるという中で、改訂の中を掘り下げていきますと中長期経営計画を作った後も法人制度改革の流れがあり、介護を取り巻く環境は大きく変わってきております。その内容としましては同一労働同一賃金であったり、介護の科学的根拠を示すものであったり、ICTやIOTの活用、外国人雇用の問題や高齢者雇用というような、介護を取り巻く環境が大きく変わってきている中で、これまでの中長期経営計画はどちらかといいますと人事給与制度ないし、法人の組織体系を作っていくものが中心となっておりましたところ、今回は人を育てていくであったり、事業を推進していくということで、改めて今回改訂とさせていただいて、事業を推進させていただきたいということで本日ご報告させていただいております。

○樋口評議員 私が思うには、まず今説明があった、なぜ今この時期に改訂をしなければならないのかということズバリ書かれた方が、より分かりやすいのではないかなと思えますが、それはあくまで意見ということでお伝えさせていただきます。その枠下にあります「これからの10年後の姿を明確に描きながら」というところについて、現在28年スタートの37年までの計画とありますが、これから10年後というのは今日の時点から10年後という意味ですか、それとも37年のことですか。

○事務局 今回のこの10年、先ほどご説明させていただきました地域社会にとって必要不可欠かつ拠りどころとなる法人となる基本構想の部分は28年度に策定しました中

長期経営計画の基本計画の中にも挙げさせていただいております、基本構想の言葉であり、28年度に策定しました基本計画の時点から続いている10年ということになりますので、37年度とご理解いただければと思います。

○理事長 歴史的な経緯で申しますと、まず事業団は平成21年度から譲渡を受けまして、自己責任の経営を始めました。その時に理念を作り、新たな理念のもとに経営というものを意識してスタートしました。新たに作った理念の中で、私たちのビジョンとして理念を実現していくための具体的な実施計画という形でそこにぶら下げてきており、私たちのビジョンの中で一番大きい問題はこれから先経営を安定させるためにどうしていくか、その中の大きな柱が内部的にはいわゆる人材の育成と人事給与制度の問題をどうしていくかということであり、特に人事給与制度で人材を確保していくときに、財源の問題、要は人件費の問題を含めて財源をきっちり担保しないと給与の問題の見通しは立たないであろうということで、私たちのビジョンの中でいわゆる人事給与制度の話をもっと具体的に進めることについては、経営計画として将来的な財源の見通しをどう作っていくか、ということが必要であるということで、中長期経営計画の策定に踏み切ったわけであり、その中長期経営計画を作った時には、この表にもありますように、本来的には実施計画として人事給与制度をどのようにやっていくか、ですからそこではいわゆる基本計画部分と実施計画部分、その頭には経営理念の私たちのビジョンを基本構想的な位置づけで作り、それが28年度から30年度まで来た時に、やはり経営理念という基本構想部分がより具体的に法人が進むべき方向として共通認識をもって、いわゆる指針として位置付けていく。基本構想をしっかりと作るべきではないかということで、今回28年度から現在行っております中長期経営計画に基本構想部分を明確にして今後の進むべき方向を文章化したというのが、改訂版として今回お示ししました経過でございます。もちろん樋口評議員さんのご指摘にありました、このような考え方は当然、経営計画には含まれておりますが、それをもう1回基本構想として明確に位置付けるということが今回の狙いであり、ご理解いただければと思います。

○樋口評議員 ご説明いただきましてありがとうございます。例えばA4の表で見ましたら、全体の体系はよくわかるのですが、中身以外のことで申し訳ないのですが、計画の立て方が非常に階層が多いわけですね。経営理念から始まって、基本目標、基本指針、将来像、行動指針、基本構想、基本計画、実施計画とこれだけの階層を積み上げて計画が成り立っているということなのですが、計画の中身が利用される方やスタッフの皆さん、すべての方がこういったことを理解した中で、仕事に従事したり、サービスを利用されるほうが大切ではないかと思っております。つまり、もう少しシンプルな計画づくりの方がよいのではないかなというのが私の印象です。

それと文章の表現で気になったところですが、説明の中に「普遍的な価値」という言葉がありました。普遍的な価値ということ、経営理念と基本目標、基本指針

という私たちのビジョンですが、このことについて変えませんといった使い方をされているのですが、普遍的な価値の解釈ですが、私がぱっと思ったのは、日本国中こういった福祉団体はいろいろありますけれども、どの団体にも当てはまると取られないかなと思いました。隣の市の福祉団体や財団法人を見た時に、この経営理念を持って行ったとしてもそこでも当てはまると、そのような解釈にこの言葉はされないかなと思いました。経営理念は根本中の根本の言葉です。伊丹市のこの事業団が、本当に特色のある事業団だと私は思っていますので、そういったことを表す理念がこの普遍的な価値といった言葉で表現されているのが、ちょっと違和感を覚えました。

○議長 それはご意見ということでよろしいですか。

○樋口評議員 はい結構です。最後に基本計画から実施計画がありますが、基本計画は前後期5箇年計画、実施計画については3箇年計画とありますが、これらの計画そのものはこれから作られるのでしょうか。

○事務局 先ほどご説明させていただいた資料の一番最後のところに、具体的な取組みに關しましてはBSC上で経営戦略として詳細に示しまして、実施と進捗管理等に必要な事業の条件を定めていきますと書かせていただいておりますので、具体的に市と調整が必要な部分がでできますし、内部で取り組んでいけるところもありますので、そのところは整理をしまして、年度を分けて実施計画の中で具体的に示していきたいと考えております。

○樋口評議員 具体的にはいつ頃作られるのですか。

○事務局 今年度早急に基本構想の議案が通りましたと同時に動けるような状態にしたいと考えておりますので、今回この事業構想を含めた中長期経営計画の改訂が6月の理事会で諮りまして、そこから動ける体制として進めていきたいと考えております。

○樋口評議員 わかりました。

○議 長 樋口評議員からご意見をいただいたということでご記録をお願いいたします。確かに私も普遍という言葉は固有の部分というのであれば変わらずの不変かと思うのですが、一般的な普遍という言葉についてそれはそれでご検討いただければと思います。具体的にはこれからということで、6月の理事会で議論されるのかと思いますが、その結果自体は評議員会でご報告されるということでよろしいでしょうか。他に何かございますでしょうか。特にないようでございますし、この案件は報告案件でございますので、ご報告を受けたということで終わりにしたいと思います。

続きまして議案第4号「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福

社事業区分及び公益事業区分予算」について議題にしたいと思います。

それでは、事務局説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案第4号「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」のご説明をさせていただきます。議案書は2・3ページになります。資料は、収入支出予算の区分及び当該区分ごとの金額並びに収入支出予算の金額は、別紙②-2「平成31年度予算書」となりますが、ご説明にあたりましては、主に別紙②「平成31年度予算概要」と、別紙②-1「平成31年度資金収支予算総括表」をもとにご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、別紙②、平成31年度予算概要をご覧くださいと思います。1ページが、基本方針でございますのでこの部分については読み上げさせていただきます。

我が国の少子高齢化の進展は、社会保障費の増大、多くの産業にわたる人材の不足など、2025年に向かって不透明さを一層増しており、消費税率の引き上げや外国人労働者の受け入れなどへの対応も求められ、社会福祉法人を取り巻く環境は一層厳しい状況が見込まれることから、引き続き柔軟性とスピード感を持って対応していく必要があります。

このような中、団塊の世代の方が75歳以上を迎える2025年を見据えて、法人の将来像を実現するための基本構想を新たに策定するとともに中長期経営計画を改訂し、新たな事業にも挑戦していきます。また、引き続き「地域共生社会の実現」、「自己実現型介護の実践」、「人材の開発」をテーマとして、法人事務局、法人経営本部、法人事業本部の組織機能を最大限に発揮し、事業の実施や人材の育成などに取り組むとともに、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みなど、より具体的な実践に取り組めます。

事業においては、法人事業本部として、事業所間や専門職間の積極的な連携・協働を促進しながら、引き続き、介護報酬、障害福祉サービス等報酬の基準や今後の方向性に沿ったサービス提供を進めるとともに、「地域共生社会の実現」に向けて、介護保険事業においてはデイサービスにおける基準緩和通所型サービスの充実、居宅介護支援事業の拡充による相談機能の強化、障害福祉サービス事業においては、事業団事業所を活用した就労支援機能の拡充をすすめるほか、生活困窮者自立支援等の地域における公益的な取組み、生活援助従事者研修等の各種研修事業の実施などに取り組めます。

また、「自己実現型介護の実践」に向けては、老人ホームやケアハイツいたみにおけるICTの導入、施設における介護ロボット等活用の推進、居宅介護支援事業の拡充に合わせた訪問看護ステーションの機能強化、ケアハイツいたみを中心とした通所リハビリテーションやデイサービス、老人ホーム、訪問看護などにおける介護予防や機能訓練サービスの充実、強化に取り組めます。

このほか、老人ホームやデイサービスの施設整備に合わせ、「地域共生社会の実

現」「自己実現型介護の実践」に資する新たなサービスの検討と開発を進めます。

「人材の開発」については、法人経営を担うことができる人材を開発するとともに、新たな人事給与制度のもと、職員各自の役割と職務の適切な遂行、専門性のさらなる向上を支援するための目標援助や研修、キャリアパスなどによる人材育成制度の運用に取り組む一方で、処遇改善加算等の活用による処遇の改善を図り、職員一人ひとりがやりがいをもって働き続けることのできる環境整備を進めます。

平成31年度は、伊丹市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第7期）、伊丹市障害福祉計画（第5期）の趣旨に沿って、積極的な事業の実施に取り組み公的責任を果たしてまいりますとともに、質の高い専門的なサービスを提供することができる人材の開発に取り組むことにより、自己実現型介護を目指します。加えて、法人事務局における事務の効率化、法人経営本部における総合的な経営管理や他の法人との事業連携等に係る研究・検討、法人事業本部における包括的なサービス提供体制の構築を進め、伊丹市における地域包括ケアシステムの一層の深化・推進や、地域共生社会の実現に寄与してまいります。以上が基本方針でございます。

次に、2ページをご覧ください。施設一覧となっております。

施設につきましては、一覧の24番目、先ほど執行状況の報告にもありましたが、ケアハイツいたみに居宅介護支援事業所を平成31年2月1日に新設いたしましたことから、前年度当初から1か所増となっております。

次に、3ページをご覧ください。組織図となっております。

組織図におきましても、先ほどのケアハイツいたみに居宅介護支援事業所を新設いたしましたことから、法人事業本部のケアハイツいたみに当該事業所を加えております。

次に4ページをご覧ください。職員構成となっております。

職員構成につきましては、平成31年4月1日現在の当初予算ベースの人数を、先ほどの組織図の順にしたがいまして、それぞれの正規職員・契約社員・合計の順に記載しております。

なお、この表の最下段に合計を記載しており、正規職員は伊丹市派遣職員2名、事業団職員178名、契約社員は月額契約社員17名、日額等社員が193名、計390名となっております。

私からは以上で、このあと、事業概要、予算につきましては、それぞれ担当よりご説明申し上げます。

○事務局

それでは、5ページからの事業概要の説明に移らせていただきます。

ここからの説明につきましては、各事業で特に平成31年度に重点的に取り組む内容について、絞り込んで説明させていただきますとともに、各事業実施予定における見込み数値等の説明は省略させていただきますこと、あらかじめ、ご了解くださいますようお願いいたします。

まず、5ページ上段の（1）の法人経営本部でございます。

法人経営本部では、改訂する中長期経営計画のもと、事業団全体の財務管理、事業管理、人員管理、組織管理など、総合的かつ客観的な経営管理の深化・推進に取

り組みます。また、各種制度の狭間で生きづらさを抱える方への支援と新たなサービスの開発に取り組むほか、自己実現型介護の実践や新たな人事給与制度における目標援助や研修制度、キャリアパスの運用を本格的に開始し、人材の育成・開発を進めます。

次に、(2)の法人事業本部でございます。

法人事業本部では、引き続き、共通の管理ツールなどを活用した事業の進捗管理や推進に取り組むとともに、要員定数に基づく人員配置、業務の見直しに基づく変形労働時間制の導入、施設におけるICTの導入などにより、効率的な事業運営に取り組めます。

また、事業本部として、事業間や専門職間の積極的な連携や協働による取組を促進し、包括的なサービス提供の実践とサービスの質の向上に取り組めます。

次に、(3)の法人事務局でございます。

法人事務局では、法人経営本部や法人事業本部が円滑な経営管理、事業管理、事業運営を実践していくことができるよう、引き続き法人全体の業務執行体制の効率化に取り組めます。

また、要員定数に基づく適正な人員管理及び組織管理を進め、人件費比率の適正化に努め、さらに、国が進める働き方改革に対応し、新たなキャリアパス制度の運用や年次有給休暇の取得促進に取り組めます。

6ページに移りまして、ページ上段の「ウ」のPR活動では、法人設立30周年に合わせてリニューアルしましたホームページを活用し地域に向けた有益な情報発信や人材の確保等への積極的なPR活動を進めます。

6ページ中段の「オ」の地域の介護人材等育成事業では、介護職員初任者研修から基準緩和型サービス従事者研修及び生活援助従事者研修の開催へとシフトし、地域における介護人材の確保、育成に取り組めます。

事業実施予定につきましては、6ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、6ページ最下段の(4)の地域包括支援センターでございます。

地域包括支援センターでは、平成30年度からの伊丹市の方針による介護予防プログラムの居宅介護支援事業所への委託促進に伴い、地域課題やニーズへの対応、権利擁護や高齢者虐待等への対応、介護予防の促進等について、地域福祉ネット会議への参加や、伊丹市、介護保険事業所などの関係機関との協働を図りながら、地域包括支援センター機能のさらなる強化に取り組めます。

また、平成30年度から開始した認知症初期集中支援チームの活動を積極的に進め、地域の認知症ケアの向上に取り組めます。

事業実施予定につきましては、7ページから8ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、9ページ(5)の居宅介護支援事業所でございます。

居宅介護支援事業所では、平成31年2月に新たに開設したケアハイツいたみ居宅介護支援事業所を加えた、5つの事業所の積極的な連携による組織力を生かしながら、介護保険制度を利用する方のケアマネジメントはもとより、サービス事業

者、医療機関、地域団体、地域包括支援センター等の関係機関との連携を進め、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめとする伊丹市の地域包括ケアシステムの深化・推進に寄与できる事業運営に取り組みます。

事業実施予定につきましては、9ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、10ページに移らせていただき、(6)のデイサービスセンターでございます。

デイサービスセンターでは、ケアハイツいたみのセラピストとの連携・協働のもと、機能訓練や介護予防機能の強化に取り組むとともに、平成32年度の南野デイサービスセンター、ラストホールの改修工事を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進の中で、これからのデイサービスに求められる機能の強化や新たな機能の開発等を含めた事業運営に取り組みます。

特に、介護予防機能の強化については、平成30年4月に創設された基準緩和通所型サービスについて、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターと連携・協働のもと、ニーズに合わせたサービス開発に取り組むなど、積極的な事業展開を図ります。

事業実施予定につきましては、10ページ記載の表のとおりでございます。

次に11ページに移らせていただき、(7)の訪問介護事業所でございます。

訪問介護事業所では、基準緩和型サービス従事者研修や生活援助従事者研修の修了者を積極的に活用しながら、介護福祉士等の有資格者を身体介護が必要な高齢者や障がい者への対応に段階的に移行し、サービス提供責任者の役割や職務を整理し、地域包括ケアシステムの深化・推進において訪問介護が効果的にその役割を担っていくことができるよう、また他事業所、医療機関、その他関係機関や地域、ご家族等とのサービス担当者会議等を通じた連携の強化等に取り組みます。

事業実施予定につきましては、11ページから13ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、13ページに移らせていただき、下段(8)の訪問看護ステーションでございます。

訪問看護ステーションでは、訪問看護を中心に訪問リハビリ、療養通所介護、訪問入浴サービスを効果的に組み合わせ、医療依存度の高いさまざまな在宅療養者、障がい者、障がい児等を対象に、多様で幅の広いサービス提供による事業運営に取り組みます。

また、新設したケアハイツいたみ居宅介護支援事業所やケアハイツいたみのセラピストとの連携強化を図り、機能強化型ステーションへの移行や訪問リハビリの強化に取り組みます。

事業実施予定につきましては、14ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、14ページ下段の(9)の東有岡ワークハウスでございます。

伊丹東有岡ワークハウス、サポートテラス昆陽東では、事業団の事業所との連携強化による定期的な実習の実施や就労の促進、障がい者の就労を間接的に支援する生活支援の充実など就労意欲向上に向けたプログラムの実施、就労定着支援や精神

障がい者の地域移行の推進に向けた地域生活支援センターやハローワーク等関係機関との積極的な連携など、就労支援の強化を目指し総合的に取り組むとともに、地域共生社会の実現に向けた新たなサービスの研究、開発に取り組みます。

また、引き続き、いたみ障がい者共同受注ネットワークの運営に取り組み、付加価値の高い作業の獲得や安定した業務受注の確保に努めながら工賃の増額に取り組みます。

事業実施予定につきましては、15ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、15ページ下段に移らせていただき、(10)の老人ホームでございます。養護老人ホーム松風園、特別養護老人ホーム桃寿園、ショートステイ、桃寿園デイサービスセンター、稲野・鴻池地域包括支援センター、桃寿園居宅介護支援事業所を複合的に運営する老人ホームでは、各サービスが積極的な連携を図りながら地域包括ケアの拠点施設としての事業運営に取り組みます。

養護老人ホーム松風園や特別養護老人ホーム桃寿園では、ケアハイツいたみのセラピストとの積極的な連携により、口腔機能や身体機能の維持向上に向けた機能訓練の強化や、ケアハイツと連携した「ノーリフティングケア」の推進による安全で安心できる介護の実践、ICTの導入によるデータ分析に基づく効果的な自立支援介護の実践など、今後の介護保険制度の方向性に沿った質の高いサービス提供ができる事業実施体制の整備に取り組みます。

施設設備の老朽化が進むなか、高圧受変電設備を更新し施設の安全管理に努めるなど入所者の居住環境の向上にも取り組みます。

事業実施予定につきましては、16ページ記載の各表のとおりでございます。

次に、17ページに移らせていただき、(11)のケアハイツいたみでございます。

ケアハイツいたみでは、地域の医療機関などとの積極的な連携、セラピスト、管理栄養士、介護職、看護師による健康管理など多職種協働による事業運営に取り組みながら、平成31年2月に新規開設した居宅介護支援事業所の拡充によるケアマネジメント機能の強化など、介護老人保健施設としての在宅復帰支援機能の強化を進めます。

また、老人ホームと同様に、老人ホームと連携した「ノーリフティングケア」の推進による安全で安心できる介護の実践や、ICTの導入によるデータ分析に基づく効果的な自立支援介護の実践など、今後の介護保険制度の方向性に沿った質の高いサービス提供ができる事業実施体制の整備に取り組みます。

通所リハビリにおいては、自立支援や介護予防に資するリハビリプログラムの充実などに取り組むとともに、セラピストと事業団デイサービスの連携・協働による機能訓練の強化等を進める中、通所介護との差別化を図り、通所リハビリに求められるニーズに対応できる新たな事業実施体制の検討と整備に取り組みます。

事業実施予定につきましては、17ページ記載の各表のとおりでございます。

最期に17ページ下段、小規模多機能居宅介護さくらでは、在宅支援の施設として、「通い」「訪問」「泊り」のサービス提供を行うのみでなく、家族と職員が一緒

に自宅での介護方法などを検討・実践出来るような研修等の開催や訪問サービスの強化、ケアハイツの専門職との連携によるサービスの充実など、在宅生活の継続を支援できる取り組みを進めます。

事業実施予定につきましては、18ページ記載の各表のとおりでございます。

以上、平成31年度の各事業につきましては、各事業ともに、「地域共生社会の実現」、「自己実現型介護の実践」、「人材の開発」をテーマに、事業間や専門職間の積極的な連携や協働による取組を促進し、包括的なサービス提供を進め、伊丹市における地域包括ケアシステムの一層の深化・推進や、地域共生社会の実現に寄与してまいります。

以上を持ちまして、平成31年度の事業概要の説明とさせていただきます。

○事務局

引き続きまして「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」についてご説明をさせていただきます。

予算の全容につきましては、別紙②-2「平成31年度予算書」となりますが、それらをまとめております、別紙②-1 A3サイズの「平成31年度資金収支予算総括表【前年対比】」の資料に沿って説明をさせていただきますのでご覧ください。

予算全体に関しましては、前年度との対比により、勘定科目の大区分ごとに、主な増減についてご説明をさせていただきます。

まず、社会福祉事業区分、公益事業区分を合わせました合計欄「事業活動による収支」でございますが、収入に関しましては、介護保険事業収入で、17億1,840万5千円を計上し、前年度に比べ、4,548万2千円の減となっております。これは、訪問介護事業所における介護給付並びに介護予防・日常生活支援総合事業の利用者数を、実態に合わせて見込みを立てたことにより、結果として利用者数が減少したことが主な減少の要因となっております。2つ下の、障害福祉サービス等事業収入につきましては1億2,780万7千円を計上し、前年度に比べ、1,438万円の減となっております。これも、訪問介護事業所における障害福祉サービス事業の利用時間数を、実態に合わせて見込みを立てたことにより、結果として利用時間数が減少したことが主な減少の要因となっております。

次に、支出に関しまして、人件費支出につきましては13億4,586万8千円を計上し、前年度に比べ、7,414万1千円の減となっております。31年度の予算額は、当初予算と併せて策定いたしました、法人全体の要員定数に基づき、人件費を計上しております。従前の予算では、退職した職員をすべて欠員補充することを原則として計上しておりましたところ、欠員補充が十分に進まなかった結果、前年度と比較して大きく減少しているものですが、今後はサービス提供に必要な職員数を確保しつつ、他の法人と比較して高くなっている人件費比率の適正化に努めてまいります。事業費支出につきましては、1億5,843万3千円を計上し、前年度に比べ、779万3千円の増となっております。これは、予算科目の一部を事務費から事業費に付け替えたことが主な要因となっており、それぞれの拠点の事業費に大きな増減はございません。事務費支出につきましては、4億3,233万2

千円を計上し、前年度に比べ、896万7千円の増となっております。これは、松風園の利用者が特定施設入居者生活介護サービスを利用させていただくに当たり、当法人の訪問介護やデイサービスを利用する際に支払う委託料が増加したことや、ラストホールの改修に併せて南野デイサービスセンター等を改修するための実施設計委託料を計上したことなどが主な要因となっております。以上の結果、事業活動による収支の収入合計は、20億2,756万8千円となり、前年度に比べ6,187万円の減、支出合計は、19億5,136万円となり、前年度に比べ5,757万9千円の減、事業活動資金収支差額は7,620万8千円となり、前年度より429万7千円の減となりました。

次に、「施設整備等による収支」でございますが収入に関しましては、今年度、計上いたしておりません。次に、支出に関しましては、設備資金借入金元金償還支出につきまして、公益事業区分で、ケアハイツいたみ増床に伴う設備資金として、福祉医療機構から借り入れております資金の、元金償還414万円を計上しております。固定資産取得支出につきましては、社会福祉事業区分で1,715万9千円、公益事業区分で314万円、合わせて2,029万9千円を計上しております。主なものといたしましては、老人ホームでは、受電設備の改修工事で895万2千円、介護用ベッドに300万円、小規模多機能居宅介護さくらと訪問看護ステーションでは、受電設備工事で408万9千円となっております。以上の結果、施設整備等による収支は、マイナスの2,652万5千円となります。

次に、「その他の活動による収支」では、収入に関しましては、今年度、計上いたしておりません。支出につきましては、積立資産支出におきまして、退職給与引当積立金で2,555万4千円を計上しておりますほか、修繕積立資産及び備品購入資産それぞれに単位計上しております。以上の結果、その他活動による収支差額は、マイナスの2,555万6千円となります。

さらに予備費には、前年同額の100万円を計上しております。

以上により、社会福祉事業区分、公益事業区分の各収支を合わせた当期資金収支差額合計は2,312万7千円となり、前年度に比べ108万9千円の減となっております。以上をもちまして、議案第4号、「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分」予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいま議案4号について予算概要並びに予算書について事務局の方から説明がありました。議案第4号につきまして皆様の方から、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

○樋口評議員 よろしいでしょうか。まずは予算概要の基本方針の1ページですが、この内容につきましては基本構想を新たに策定して、中長期経営計画を改訂する。これは新し

い内容だと思っておりますが、これ以外で平成31年度の事業団は何を具体的な柱として事業を行っていかれるのかお聞かせ願いたい。

○事務局　　今、樋口委員からご指摘ありましたように、今年度は基本構想の部分を明らかにし、具体的かつ新たな事業に取り組んでいくというような方向性を次の理事会で計画としてお示しする中で、取り組んでいくということにしております。その中でここに掲げております、地域共生社会の実現であったり、自己実現型の介護の実践、人材の開発というものは従来から掲げているものですが、加えて今回、基本構想の基になった考え方、前回樋口評議員からご指摘のありました、老人ホームを今後どうするか、という部分を加味しまして、今後取り組んでいかなければならないとされているところでございます。今年度、市の方ともいろいろと意見を交わしながら、措置施設であります養護老人ホームが併設であることも踏まえて協議をしてまいりました。その中で新たな方向といえますか、市の方のプレス発表でご覧になっているかもしれませんが、市民病院の今後ということで、市の方が大きな方向性を示そうとしております。その中で老人ホームの敷地の部分も少なからず影響を受けるかもしれませんので、そのことも踏まえながら、新たな展開を考えていかなければならないという状況にあります。そういうことから具体的に今の老人ホームの場所という形はなかなか今の段階でお示しができにくいというところでございますが、事業団として今後具体的には経営理念の実現に向けてどうあるべきかを基本構想に盛り込んで、具体の細かな実施年度については計画策定後に、年度も踏まえた部分でお示しさせていただければと考えております。31年度に関しましては引き続きということではございますが、そのような議論を踏まえて、新たな取り組みを実施できることから着実に実施していきたいと考えているところでございます。

○樋口評議員　すみません。昨年の基本計画と見比べてみまして内容的にあまり変わっていないので、申し訳ありませんが少し意地悪をしました。長年続いてきている事業ですから、毎年新たな目玉はなかなか作りにくいかと思えますし、継続ということが本分かなと思えますので、着実にやっていただければいいとは思っています。その中で3段落目の事業者間、専門職間での積極的な連携強化という文言がありますが、これについては昨年なかったもので、非常に大きな組織ですのでこれについては大変重要であると私も思っています。ということで具体的に今後、こういった方々や事業者間での連携や協働について考えられていることはありますか。

○理事長　　この件につきましては、先ほど申しました改訂版の中ではしっかりと位置付けていきたいと思っております。この中身については少し話が広がりますが、この伊丹市社会福祉事業団はいわゆる公設民営として、伊丹市が設置をした老人ホームや老健施設の委託を受けるということで、平成21年度まで運営を行ってきました。21年度に譲渡を受けた後、経営を意識して法人経営という将来像を考えていかなければならないという中から、やはり現在予算の収入面でもご覧いただいたらわかり

ますように、介護保険事業収入が圧倒的に多く、すべてにおいてこの介護保険事業収入に左右される。いわゆるシェアの部分で言えば老人福祉、介護保険事業を中心にやっている。これは全国的に事業団という行政の外郭団体の事業の性格や実際に他の事業団が取り組んでいる事業との比較など、色々と考えた時にはやはり伊丹市の社会福祉事業団は例外的に介護保険事業に特化しすぎている。ですからリスク分散といいますか、介護報酬の単価に非常に左右されている状況でありますので、法人経営のバランスを考えた時に、高齢者、障がい者、子供、ひいてはその地域への取組み等、うまくシフトしていく必要があるのではないのでしょうか。そのことがいわゆる地域の拠りどころとなる社会福祉法人の方向性としては一定考えていかなければなりませんし、そういうことで市内の類似の社会福祉法人との、いわゆる統合とかそういうことではなしに、事業を行う場合での協力関係とか、例えば職員の採用についてもこれだけ介護職員の採用が困難になっている現状があります。そういう場合はもう少し連携ができないか等、冒頭に申しましたように将来的には外国人労働者の受け入れも考えた時に、1法人でやっていくというのは若干困難ではないか、全体的に伊丹市内の福祉というくくりの中で、伊丹市社会福祉事業団が基幹的な法人として今後もやっていく場合には、アウトリーチで市内の類似の法人との協力、連携関係はあるのではないか。その取っ掛かりとして平成31年度についてはこのような研究検討のような表現をしまして、ここは30年度にはなかったもので、31年度の1つ1つの事業の展開ではないのですが、法人全体の取組みの1つの方向性としては、31年度の方針としては非常に大きいものがあるのではないかと考えております。

○議長 よろしいでしょうか。他にありますでしょうか。

○樋口評議員 いいですか。5ページのホームページをリニューアルされたとのことですが、アクセス数の変化をつかまれておりますでしょうか。

○事務局 手元に数字はございませんが、アクセス数を評価指標にして、この事業の評価を行っていきたいと考えております。

○樋口評議員 そうですね。市民の方や利用者の方に見ていただかないと意味がないので、1つのツールとして是非活用していただきたいと思います。最後に1点9ページですがいきいき100歳体操継続支援事業ですが、いきいき100歳体操継続支援事業を新たに開始しますと昨年の計画の中にあるのですが、今回その内容が記載されていないので、これについてはどのような展開になっているのでしょうか。

○事務局 9ページ記載のいきいき100歳体操継続支援事業につきましては、今年度、平成30年度にこの事業形態に移管しまして、平成31年度につきましては平成30年度同様の事業をそのまま継続していくという形になってまいります。

○議 長 委託事業ということで来年度も継続されるということでしょうか。

○事務局 9ページの上段にいきいき100歳体操継続支援事業が平成30年度から開始されまして、それまでは事業名が違ったものでございました。

○樋口評議員 遊友クラブですね。

○事務局 平成30年度からいきいき100歳体操継続支援事業という名称に変わりまして、事業内容も少し変更になり、委託事業となりまして、平成31年度はそのままの内容で同事業を継続するというようになっております。

○樋口評議員 わかりました。

○議 長 他にご質問ございませんでしょうか。ないようでしたら決議に入らせていただきます。議案第4号「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」は、本評議員会として承認してよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、議案第4号「平成31年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分予算」を承認させていただきたいと思っております。

これをもちまして本日の議事は以上となります。せっかくの機会ですので、評議員の皆様からこの議案、報告事項以外の件で何かございませんか。ないようでしたら、事務局の方からご報告等ございますでしょうか。事務局からも連絡事項がないようですので、これをもちまして平成30年度第3回評議員会を終わらせていただきます。皆様ありがとうございました。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後 3 時 1 5 分に閉会した。
議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人

議事録作成者